

# 青森県報

第四百四十号

令和四年  
三月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則… (総務学事課) … 一  
○青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則… (保健衛生課) … 一

### 告 示

○青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部改正… (総務学事課) … 一  
○障害福祉サービス事業者の指定… (障害福祉課) … 二  
○臨時の職業訓練の施行… (労政・能力開発課) … 二  
○道路の供用の開始… (道路課) … 五  
○漁船保険付保義務の発生… (下北地域民局) … 五

## 規 則

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

青森県個人情報保護条例施行規則(平成十一年五月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)」を「個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)」に、「第三条各号」を「第一条各号」に改める。  
第三条中「第四条各号」を「第二条各号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則(昭和二十八年十一月青森県規則第一百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号5ルただし書中「十歳」を「七歳」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第百七十六号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号(青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第2の(3)中「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

青森県告示第百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社KEMYカンパニー	黒石市緑ヶ丘四五の二	黒石苑境松住宅	共同生活援助	黒石市境松一丁目八〇	令和四・四・一

青森県告示第百七十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、令和四年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数	授業料
----------------------	--------------	-----	-----	------	----	-----

青森県立青森高等技術専門校  
普通職業訓練課程

公共職業安定所長の指示、受講指し、推薦又は支援を受けた者を

青森県立青森高等技術専門校	普通職業訓練課程	公共職業安定所長の指示、受講指し、推薦又は支援を受けた者を	宅地建物取引士養成科	五月	二〇人	一回	販売士養成実践科	四月	一五人	一回	パソコン基礎科	三月	二〇人	三回	パソコン応用科	六月	二〇人	二回	IT活用実務科	二月	一五人	一回	介護実務者研修科	六月	二〇人	四回	簿記・経理基礎科	三月	二〇人	二回	コールセンター・バックオフィス業務科	四月	一五人	二回	簿記・経理応用科	六月	二〇人	三回	ファイナンシャルプランナー養成科	五月	二〇人	一回	医療・調剤事務科	五月	二〇人	一回	Webプログラミン	六月	二〇人	一回	簿記・経理応用科	六月	二〇人	二回	パソコン基礎科	三月	二〇人	三回
---------------	----------	-------------------------------	------------	----	-----	----	----------	----	-----	----	---------	----	-----	----	---------	----	-----	----	---------	----	-----	----	----------	----	-----	----	----------	----	-----	----	--------------------	----	-----	----	----------	----	-----	----	------------------	----	-----	----	----------	----	-----	----	-----------	----	-----	----	----------	----	-----	----	---------	----	-----	----





青森県立 技術専門 校															青森県立 弘前高等 技術専門 校															青森県立 八戸工業 大学														
普通職業 訓練・普 通課程															公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支援指し を受けた 者																													
介護福祉士養成科	保育士養成科	栄養士養成科	美容師養成科	シヤン養成科	トータルビューティ	情報処理技能者養成	介護福祉士養成科	保育士養成科	栄養士養成科	美容師養成科	理容師養成科	美容師養成科	調理師養成科	介護福祉士養成科	保育士養成科	理容師養成科	美容師養成科	理容師養成科	美容師養成科																									
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年																								
五人× 一回	五人× 三回	一〇人 ×一回	四人× 一回	四人× 一回	八人× 一回	六人× 一回	九人× 一回	五人× 一回	二人× 一回	三人× 一回	五人× 一回	五人× 一回	九人× 一回	一人× 一回	一人× 一回	七人× 一回	一人× 一回	一人× 一回	一人× 一回	一人× 一回																								

青森県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道一〇四号	三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下一四四から 三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下七六の一まで	令和四・三・二九

青森県告示第百八十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡佐井村大字佐井字糠森三三二の二 新田 雄逸	佐井
下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七 館脇 修	
下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円